

第 66 号議案「特定複合観光施設区域の整備に関する計画について認定の申請をする件」に対する附帯決議（案）

第 66 号議案 特定複合観光施設区域の整備に関する計画について認定の申請をする件 について、国は「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の制定にあたっては、観光立国の構築をめざし「観光及び地域経済の振興に寄与する」とのものと定めており、多彩な伝統・文化及び豊富な観光資源などを有する大阪としては、都市間競争に打ち勝ち、地域経済の発展を図るため、大阪 I R の誘致に関しては、次の事項に留意すること。

- 1 大阪 I R の設置にあたっては、都市魅力の向上及び地域経済の振興を図るため、世界最高水準の国際会議場や展示施設を整備するとともに、積極的に M I C E を誘致すること。
- 2 地域及び来訪者にとって、安全で安心な大阪の新たな観光拠点を形成するため、先進的な取り組みを推進すること。
- 3 既存ギャンブルに起因する依存症も含め、段階に応じた防止・回復の対策を図るため、I R 開業前に「(仮称) 大阪依存症センター」を前倒しして設置すること。